

一般社団法人鶴岡地区医師会 介護老人保健施設みずばしょう訪問入浴 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人鶴岡地区医師会が設置する介護老人保健施設みずばしょう訪問入浴（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供においては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境に配慮して、必要な入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るものとする。

2 従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護老人保健施設みずばしょう 訪問入浴

(2) 所在地 鶴岡市羽黒町後田字谷地田 191-4

(職員の職種、員数、職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 名	職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者		1	事業所職員の管理及び業務の管理を行う
看 護 職 員	看護師、准看護師	1 以上	看護職員は入浴介護に当たるものとし、訪問時の際のサービス責任者とする
介 護 職 員	介護福祉士	2 以上	介護職員は看護職員の指示に基づいて入浴介護に当たるほか、訪問入浴車の運行管理を担当する

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 平 日 午前 8 : 30 から午後 5 : 30 まで

(2) 土曜日 午前 8 : 30 から午後 12 : 30 まで

(3) 休業日 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
お盆（8月13日）

(事業の提供方法、内容)

第6条 事業の提供は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて行い、内容は次のとおりとする。

- (1)衣類の着脱に関する介助 (2)洗髪・洗体及び洗顔 (3)入浴の介助
- (4)その他入浴の実施に必要な業務 (5)入浴・清拭等に関する相談、助言

(利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて訪問入浴介護を行った場合は、訪問入浴車が走行した範囲につき1km29円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鶴岡市、三川町の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、訪問入浴に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 従事者は、事業提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を行い、指示を求めるなど必要な措置を講じるとともに、管理者に連絡する。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、県・市町、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情があった場合に適切な対応を図るため相談窓口を設置し、利用者の要望、苦情に迅速に対応する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

- 第12条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を個人情報保護の保護に関する誓約書に明記する。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修(年1回以上)を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての重要事項)

- 第15条 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を設け、事業の充実を図るものとする。
- 2 事業所は事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 3 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人鶴岡地区医師会が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。